

群馬県企業局電気機械設備積算基準  
平成30年5月1日 改定

新旧対照表

I -3-3 「第3章①一般管理費等」 別表第1

現行
----

改定
----

別表第1

一般管理費等率

- (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合  
(2) 算定式

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -4.63586 \times \text{LOG}(C_p) + 51.34242 \text{ (\%)}$$

ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率 (%)

$C_p$ ：工事原価 (単位円)

- (注) 1.  $G_p$  の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  
2. 対象とする工事原価については、「土木編 I 編 2章② 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の (ニ)」及び「土木編 I 編 2章 ② 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第1

一般管理費等率

- (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合  
(2) 算定式

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977 \text{ (\%)}$$

ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率 (%)

$C_p$ ：工事原価 (単位円)

- (注) 1.  $G_p$  の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  
2. 対象とする工事原価については、「土木編 I 編 2章② 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の (ニ)」及び「土木編 I 編 2章 ② 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。